

# パブリックコメントの流れ

## 【対象となる施策等】

- ・ 政策計画（総合計画、各部門別計画）
- ・ 条例（市政基本的・重要方針的条例）  
（市民等への義務・権利の制限条例）

※市税の賦課徴収または分担金、使用料もしくは手数料等の徴収に関するものは除く。

## 実施機関による施策等案の策定

### 【実施機関】

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者

## パブリックコメント実施の周知

施策等案の名称、期間等をホームページ、広報紙、市公式 SNS 等で周知

## 施策等案を公表

### 意見等の募集

施策等の案全体に対する意見だけでなく、施策案中の一部の章に対する意見でも可。

【期間】 原則として公表の日から 30 日以上

【対象】 市民等（市内に住所を有する者、市内事業者（法人含む）  
市内通勤・通学者、事案に利害関係を有する者）

【資料公表場所】 各担当課、市役所 1 階ロビー、市役所 3 階情報公開コーナー、保健福祉センター「陽だまり」、中央公民館、市立図書館、桜井市ホームページ

【意見提出方法】 所定の意見書に住所・氏名・意見を記入のうえ、各担当課窓口へ直接持参または郵便、FAX、桜井市ホームページのお問い合わせフォームから送付。

## 意見等を反映させ施策等の策定の意思決定

## 結果の公表

【公表方法】  
ホームページ

【公表期間】  
・ おおむね 6 か月

### 【公表内容】

- ・ 提出された意見等の概要
- ・ 意見等に対する市の考え方
- ・ 施策等案を修正した場合の修正内容

## 施策等の策定又は改訂